

## 津市放課後児童クラブ運営費補助金交付要綱

平成18年1月1日訓第29号

改正 平成22年3月31日訓第22号  
平成22年6月28日訓第45号  
平成24年1月13日訓第2号  
平成25年1月8日訓第1号  
平成25年3月29日訓第20号  
平成26年1月9日訓第1号  
平成27年1月8日訓第1号  
平成27年9月18日訓第73号  
平成28年2月9日訓第2号  
平成29年1月31日訓第4号  
平成30年2月9日訓第1号  
平成31年1月9日訓第1号  
平成31年3月29日訓第10号  
令和2年1月8日訓第1号  
令和2年3月30日訓第17号  
令和2年12月18日訓第65号  
令和3年9月24日訓第57号  
令和4年3月31日訓第33号  
令和4年9月29日訓第78号  
令和4年12月27日訓第88号  
令和5年9月14日訓第50号  
令和6年5月22日訓第64号

(趣旨)

第1条 この要綱は、放課後児童クラブの円滑な運営を図ることにより、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童の健全な育成に資するため、津市補助金等交付規則（平成18年津市規則第44号。以下「規則」という。）の規定に基づき補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「放課後児童クラブ」とは、津市教育委員会が別に定める津市放課後児童クラブ運営基準に適合する団体で、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 対象児童の数が5人以上（子ども・子育て支援交付金交付要綱（平成28年府子本第474号）第3条第5号に規定する事業に係る交付金の対象となる場合にあつては、1人以上）であること。
- (2) その開設日数が年間250日以上であること。

（名称）

第3条 第1条の補助金は、「放課後児童クラブ運営費補助金」（以下「補助金」という。）と称する。

（交付の対象）

第4条 補助金は、本市の区域内における放課後児童クラブに対して、運営費をその対象として、これを交付するものとする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、別表のとおりとし、予算で定める範囲において、これを交付するものとする。

（交付申請の期限）

第6条 規則第3条第1項の別に定める期日とは、毎年度6月末日とする。ただし、年度の中途に開設する放課後児童クラブにあつては、この限りでない。

（添付書類）

第7条 規則第3条第1項第4号の市長が必要と認める書類とは、次に掲げる書類とする。

- (1) 放課後児童クラブの規約又はこれに類する書類
- (2) 放課後児童クラブ児童（入会・退会）名簿
- (3) 放課後児童クラブ支援員名簿
- (4) その他市長が必要と認める書類

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この訓は、平成18年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓の規定は、平成18年度分以後の年度分の補助金について適用し、

平成17年度分以前の年度分の補助金については、合併前の津市放課後児童クラブ運営費補助金交付要綱（平成14年4月1日施行）、久居市学童保育事業実施要綱（平成元年10月1日施行）、香良洲町放課後児童クラブ活動事業実施要綱（平成15年4月1日施行）又は白山町放課後児童健全育成事業実施要綱（平成12年白山町要綱第6号）、安濃町学童保育事業費補助金交付要綱（平成17年4月1日施行）（以下これらを「合併前の要綱」という。）の例による。

附 則（平成22年3月31日訓第22号）

この訓は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年6月28日訓第45号）

この訓は、平成22年6月29日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則（平成24年1月13日訓第2号）

この訓は、平成24年1月16日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成25年1月8日訓第1号）

この訓は、平成25年1月11日から施行し、改正後の津市放課後児童クラブ運営費補助金交付要綱の規定は、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成25年3月29日訓第20号）

この訓は、平成25年4月1日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成26年1月9日訓第1号）

この訓は、平成26年1月10日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成27年1月8日訓第1号）

この訓は、平成27年1月9日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成27年9月18日訓第73号）

この訓は、平成27年9月24日から施行し、改正後の津市放課後児童クラブ運営費補助金交付要綱の規定は、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成28年2月9日訓第2号）

この訓は、平成28年2月10日から施行し、改正後の津市放課後児童クラブ運営費補助金交付要綱の規定は、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成 29 年 1 月 31 日訓第 4 号）

この訓は、平成 29 年 2 月 1 日から施行し、改正後の津市放課後児童クラブ運営費補助金交付要綱の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 30 年 2 月 9 日訓第 1 号）

この訓は、平成 30 年 2 月 13 日から施行し、改正後の津市放課後児童クラブ運営費補助金交付要綱の規定は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 31 年 1 月 9 日訓第 1 号）

この訓は、平成 31 年 1 月 11 日から施行し、改正後の津市放課後児童クラブ運営費補助金交付要綱の規定は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 31 年 3 月 29 日訓第 10 号）

この訓は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 1 月 8 日訓第 1 号）

この訓は、令和 2 年 1 月 9 日から施行し、改正後の津市放課後児童クラブ運営費補助金交付要綱の規定は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 2 年 3 月 30 日訓第 17 号）

この訓は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 12 月 18 日訓第 65 号）

この訓は、令和 2 年 12 月 24 日から施行し、改正後の津市放課後児童クラブ運営費補助金交付要綱の規定は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 3 年 9 月 24 日訓第 57 号）

この訓は、令和 3 年 9 月 30 日から施行し、改正後の津市放課後児童クラブ運営費補助金交付要綱の規定は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 4 年 3 月 31 日訓第 33 号）

この訓は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 9 月 29 日訓第 78 号）

この訓は、令和 4 年 9 月 30 日から施行し、改正後の津市放課後児童クラブ運営費補助金交付要綱の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 4 年 12 月 27 日訓第 88 号）

この訓は、令和 4 年 12 月 28 日から施行し、改正後の津市放課後児童クラブ運営費補助金交付要綱の規定は、令和 4 年 10 月 1 日から適用する。

附 則（令和 5 年 9 月 14 日訓第 50 号）

この訓は、令和 5 年 9 月 14 日から施行し、改正後の津市放課後児童クラブ運営費補助金交付要綱の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 6 年 5 月 2 2 日訓第 6 4 号）

この訓は、令和 6 年 5 月 2 2 日から施行し、改正後の津市放課後児童クラブ運営費補助金交付要綱の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

別表（第 5 条関係）

1 補助基本額

補助対象児童数	基準額（年額）
1 人以上 1 9 人以下	2, 5 5 8, 0 0 0 円－（1 9 人－補助対象児童数） × 2 9, 0 0 0 円 補助対象児童数が 5 人以上 9 人以下で、国庫補助金の対象とならない場合 新設の放課後児童クラブにあっては、 1, 1 1 8, 0 0 0 円 既設の放課後児童クラブにあっては、 9 1 4, 0 0 0 円
2 0 人以上 3 5 人以下	4, 7 3 4, 0 0 0 円－（3 6 人－補助対象児童数） × 2 6, 0 0 0 円
3 6 人以上 4 5 人以下	4, 7 3 4, 0 0 0 円
4 6 人以上 7 0 人以下	4, 7 3 4, 0 0 0 円－（補助対象児童数－4 5 人） × 6 9, 0 0 0 円
7 1 人以上	2, 9 1 7, 0 0 0 円
備考	<p>1 補助対象児童数とは、放課後児童クラブの利用登録をし、1 箇月単位で利用料を納めている小学生の 1 月当たりの平均人数（一時利用者等で、日額利用料等に対応している児童を除く。）をいう。</p> <p>2 補助対象児童数の算出は、支援の単位ごとに行うものとする。</p> <p>3 新設の放課後児童クラブとは年度末現在において、開設してから 3 年以内の放課後児童クラブをいい、既設の放課後児童クラブとは年度末現在において、開設してから 3 年を経過した放課後児童クラブをいう。</p> <p>4 国庫補助金の対象とならない補助対象児童数が 5 人以上 9 人以下の新設の放課後児童クラブに対する補助は、開設年度、その翌年度及び翌々年度限りとする。ただし、事業実施期間が 1 年未満のときは、月割りによって</p>

計算するものとする。

- 5 国庫補助金の対象とならない補助対象児童数が5人以上9人以下の既設の放課後児童クラブに対する補助は、児童数が5人以上9人以下になった年度以降に初めて申請した年度、その翌年度及び翌々年度限りとする。

## 2 補助加算額

区分		基準額
長時間開所加算	平日分	409,000円に次により算出される時間を乗じた金額 補助金の交付年度において、開所時間が1日6時間を超え、かつ、午後6時以降に開所した時間の年間平均時間数
	休日分	184,000円に次により算出される時間を乗じた金額 補助金の交付年度において、開所時間が1日8時間を超える時間の年間平均時間数
障害児加算	障害児1人又は2人の受入れ	職員を1人配置する場合 年額 2,009,000円
	障害児3人以上5人以下の受入れ	職員を2人配置する場合 年額 4,009,000円
	障害児6人以上8人以下の受入れ	職員を2人配置する場合 年額 4,009,000円
		職員を3人以上配置する場合 年額 6,009,000円
	障害児9人以上の受入れ	職員を2人配置する場合 年額 4,009,000円
		職員を3人配置する場合 年額 6,009,000円
職員を4人以上配置する場合 年額 8,009,000円		

開所日数加算	19,000円に基準開所日数250日を超える開所日数を乗じた金額
長期休暇支援加算	19,000円に長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合に該当する開所日数を乗じた金額
備考	
<p>1 平日とは休日以外の日をいい、休日とは学年始休業日、夏季休業日、冬季休業日、学年末休業日等をいう。</p> <p>2 障害児とは、療育手帳若しくは身体障害者手帳を所持する児童、特別児童扶養手当を受給する児童又は医師、児童相談所等の公的機関からこれらの児童と同等の障害を有していると認められる児童をいう。</p> <p>3 開所日数とは、平日は3時間以上、休日は8時間以上開所する日数とする。ただし、児童の利用が実際でない場合の閉所は、開所日数から差し引かない。</p> <p>4 補助金加算額については、年額を12で除した数を、1箇月単位で加算することができる。</p> <p>5 補助金加算額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>6 国庫補助金の対象とならない補助対象児童数が5人以上9人以下の放課後児童クラブについては、補助金加算の対象とならないものとする。</p>	

### 3 放課後児童クラブ送迎支援額

区分	基準額（年額）
放課後児童クラブ送迎支援	年額 521,000円
備考	
送迎を行うためのバス等の車両に係る経費については、燃料費のみ対象とする。	

### 4 放課後児童支援員等処遇改善等支援額

区分	基準額（年額）
----	---------

放課後児童支援員等処遇改善等支援	<p>1 家庭、学校等との連絡、情報交換等の育成支援のうち、いずれかの業務に従事する職員を配置した場合</p> <p>1 支援の単位当たり 1, 678, 000円</p> <p>2 1に加え、地域との連携、協力等の育成支援のうち、いずれかの業務に従事する常勤職員を配置した場合</p> <p>1 支援の単位当たり 3, 158, 000円</p>
<p>備考</p> <p>1 開所時間は、平日につき、午後6時30分を超えて開所するものとする。</p> <p>2 対象となる経費は、放課後児童支援員等処遇改善等事業を実施するために必要な給料、職員手当（時間外勤務手当、期末勤勉手当及び通勤手当）、共済費（社会保険料）、賃金、委託料及び補助金とする。</p>	

#### 5 小規模放課後児童クラブ支援額

区分	基準額（年額）
小規模放課後児童クラブ支援	年額 625, 000円
<p>備考</p> <p>1 補助対象児童数が19人以下の放課後児童クラブを対象とする。</p> <p>2 対象となる経費は、2人目以降の放課後児童支援員等に係る人件費とする。</p>	

#### 6 ひとり親家庭利用料支援額

区分	基準額（月額）
ひとり親家庭利用料支援	児童1人当たり 月額6, 000円
<p>備考</p> <p>1 三重県放課後児童クラブ活動事業費補助金交付要領（平成9年6月4日施行）第3条第2号に規定する補助金の交付要件を満たす放課後児童クラブを</p>	



対象とする。

- 2 児童扶養手当を受給しているひとり親家庭の児童に係る利用料を減免する放課後児童クラブを対象とする。

## 7 放課後児童クラブ運営支援額

区分	基準額（年額）
建物賃借料補助	3,066,000円
土地賃借料補助	6,100,000円
移転関連費用補助	2,500,000円

### 備考

- 1 学校敷地外の民家、アパート等（土地賃借料補助にあつては、土地）を活用して運営する放課後児童クラブを対象とする。
- 2 建物賃借料補助の対象となる経費は、平成28年度以降に新たに放課後児童クラブを開設する際に必要な建物に係る賃借料（開設年度にあつては、開設前月分の賃借料及び礼金を含む。）とする。ただし、所有権移転ファイナンス・リース契約（建物リース契約（賃貸借期間の中途において解除することができない建物に係る賃貸借契約又はこれに準ずる賃貸借契約であり、当該賃貸借に係る賃借人が当該賃貸借に係る建物からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該建物の使用に伴って生ずる費用を実質的に負担すべきこととされているものをいう。）のうち、所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第120条の2第2項第5号イ又はロに該当するものをいう。）に係る費用は、対象外とする。
- 3 土地賃借料補助の対象となる経費は、平成28年度以降に新たに放課後児童クラブを開設する際に必要な土地に係る賃借料とする。ただし、運営主体が社会福祉法人、学校法人、公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人、特例財団法人又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の8第2項の規定に基づき市長に届け出て、事業を実施する法人である放課後児童クラブは、対象としない。
- 4 土地賃借料補助は、放課後児童クラブの開設年度限りとする。
- 5 移転関連費用補助の対象となる経費は、受入児童数を増やすためにより広い専用区画（津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年津市条例第23号）第9条第1項に規定する専用区画をい

う。)を有する場所又は防災対策としてより耐震性の高い建物へ移転するための費用(移転前の運営場所に係る原状回復費用を含む。)とする。

## 8 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善支援額

区分	基準額(年額)
放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善支援	<p>次の1から3までに定める額の合計額(919,000円を上限とする。)</p> <p>1 放課後児童支援員を配置した場合 対象職員1人当たり 131,000円</p> <p>2 おおむね経験年数が5年以上の放課後児童支援員で、一定の研修を受講したものを配置した場合 対象職員1人当たり 263,000円</p> <p>3 2の条件を満たすおおむね経験年数が10年以上の放課後児童支援員で、事業所長(マネジメント)的立場にあるものを配置した場合 対象職員1人当たり 394,000円</p>
<p>備考</p> <p>1 放課後児童支援員に対し、経験年数や研修実績等に応じた段階的な賃金改善の仕組みを設けることを目指し、又は設けている放課後児童クラブ(平成28年度の賃金改善の全部又は一部が、基本給(月給等や毎月決まって支払われる手当)により行われているものに限る。)を対象とする。</p> <p>2 対象となる経費は、放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業を実施するために必要な給料、職員手当(時間外勤務手当、期末勤勉手当及び通勤手当)、共済費(社会保険料)、賃金、委託料及び補助金とする。</p> <p>3 経験年数の期間は、当該年度の4月1日現在において算定するものとする。</p>	

## 9 放課後児童クラブ環境改善支援額

区分	基準額(年額)
放課後児童クラブ環境改善支援	1,000,000円

備考

- 1 対象となる経費は、既存の放課後児童クラブにおける設備の更新等又は防災対策若しくは防犯対策の実施に必要な設備の整備及び備品の購入に係る費用とする。ただし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める期間を経過していること。
- 2 1クラブにつき、設備の更新等、防災対策の実施又は防犯対策の実施それぞれ1回限りとする。

1 0 放課後児童クラブ育成支援体制強化支援額

区分	基準額（年額）
放課後児童クラブ育成支援体制強化支援	1支援の単位当たり 1,451,000円

備考

- 1 対象となる経費は、育成支援の周辺業務を行う職員の配置等に必要となる費用とする。
- 2 年額を12で除した数を、1箇月単位で交付することができる。

1 1 放課後児童支援員等処遇改善支援額

区分	基準額（年額）
放課後児童支援員等処遇改善支援 （月額9,000円相当賃金改善）	1支援の単位当たり 11,000円（補助基準単価）×賃金改善対象者数×事業実施月数

備考

- 1 対象となる経費は、放課後児童支援員等処遇改善支援事業（月額9,000円相当賃金改善）を実施するために必要な給料、職員手当、共済費（法定福利費等の事業主負担分）、賃金、委託料及び補助金とする。
- 2 賃金改善対象者数とは、賃金改善を行う常勤職員数に、1箇月当たりの勤務時間数を就業規則等で定めた常勤の1箇月当たりの勤務時間数で除して得た常勤換算値（非常勤職員数）を加えたものをいう。
- 3 補助基準単価とは、職員1人当たりの月額9,000円相当の賃金改善額に、当該賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分を加えた

ものをいう。